

「滋賀県企業庁経営戦略（原案）」に対する意見募集の実施結果とそれらに対する考え方について

1 県民政策コメントの実施結果について

滋賀県企業庁では、令和2年11月18日（水）から令和2年12月18日（金）までの間、県民政策コメント制度に関する要綱に基づき「滋賀県企業庁経営戦略（原案）」について意見・情報の募集を行った結果、3の受水市町から12件の意見が寄せられました。

提出された意見とそれらに対する考え方は以下のとおりです。

なお、提出された意見については、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約しています。

2 提出された意見の内訳

項目	件数
第1章 策定の趣旨	1件
第2章 事業の概要、事業評価と課題	5件
第3章 基本理念・基本目標	—
第4章 目標の達成に向けた取り組み	3件
第5章 投資・財政計画	2件
第6章 計画の推進	1件
合計	12件

3 提出された意見とそれらに対する考え方

別紙のとおり

NO	頁	意見・情報の要旨	意見・情報に対する考え方	
第1章 策定の趣旨				
1	1	「滋賀県企業庁水道ビジョン」の次期基本計画として「滋賀県企業庁経営戦略」を策定とあるが、名称が変わっており、関係性が分かりにくい。	原案 どおり	水道事業を取り巻く環境が大きく変化する中、企業庁が中長期的な視点に基づく経営を戦略的に進めていくことを示すため、当該名称としたところです。「滋賀県企業庁水道ビジョン」の後継計画であることは本文内に記載していることから、原案のとおりとします。
第2章 事業の概要、現状評価と課題				
2	4	事業の概要が現行の「滋賀県企業庁水道ビジョン」に比べ、簡略化しすぎではないか。	原案 どおり	事業の概要については、基本的な事項に絞っており、「滋賀県企業庁水道ビジョン」計画期間の取り組みは第2章に記載していることから、原案のままとします。更に詳しい事業の経緯等については滋賀県企業庁ホームページなどで御確認いただくことができます。
3	4	図表2-3の給水開始欄に地区ごとの年月日がかかれていのに平成23年4月1日と記載されている意味が分からない。	修正	南部上水道供給事業と東南部上水道供給事業を統合した湖南水道用水供給事業としては平成23年4月1日から給水を開始しています。御意見を踏まえ、次のとおり修正します。「平成23年4月1日(事業統合)」
4	6	図表2-6 日平均給水量の推移に、県内・受水人口の増減と水道の使用量の増減による対比の追加すると、人口と水の関係がより分かりやすくなるのではないか。	原案 どおり	各市町に供給する使用水量と受水市町の人口に相関関係があるとは言えないため、原案のとおりとします。
5	9	「浄水施設の耐震化率」は目標値15%に対し、実績は0%で総合評価が「▲」となっている。一方、8ページの実績には浄水施設の耐震化に向け平成23年度から取り組んでいるとしており、矛盾しているのではないか。	原案 どおり	平成23年度から浄水施設の耐震診断や耐震化の検討を始め、現在は吉川浄水場において、新たな浄水施設の整備を進めています。ダウンサイジングの検討などにより進捗が遅れが生じ、施設が完成していないため、実績は0%となっていますが、耐震化の取り組みは進めていることから、原案のとおりとします。
6	11、 20	「海外からの視察等の受け入れ態勢を充実」とあるが、取り組みである「海外からの視察受け入れ」に対する課題になっていないため、具体的な課題を記述すべきである。	修正	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。「海外からの視察等には相手方やその意向に応じて柔軟に対応できるよう、受け入れにあたっては態勢を充実させることが必要です。」
第4章 目標の達成に向けた取り組み				
7	26	「受水市町や企業に示しながら」とあるが、双方の理解と意見を尊重されたいため「受水市町や企業に示し 対等な協議を行いながら」に修正されたい。	修正	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。「中長期的な収支見通しを示し、受水市町や企業との協議を通じて」
8	目標 指標	目標指標の優位性と矢印が何を示されているのか読み取れない。	修正 (追記)	御意見を踏まえ、下記の内容を注釈として追記します。「優位性: ↑ 高いほど望ましい / ↓ 低いほど望ましい」

9	目標指標	内部留保資金の内容を記載してほしい。	修正 (追記)	御意見を踏まえ、資料編P49の内部留保資金の項目に下記のとおり追記いたします。 「損益勘定留保資金や建設改良積立金などがある。」
第5章 投資・財政計画				
10	33	「「アセットマネジメント計画」により、着実な施設の更新および耐震化を進めることとしており」と決定事項である書きぶりとなっているが、目的などその考え方を説明したほうが良いのではないか。	原案 どおり	平成27年度に策定した「アセットマネジメント計画」は、第2章(P10,P19)や第4章(P24)で具体を記載していることから、原案のとおりとします。
11	34	「受水市町への水需要調査を基に算定します。」とあるが、双方の理解と意見を尊重されたいことから、「受水市町への水需要調査を基に 協議・調整のうえ、算定します。」に修正されたい。	修正	使用水量については既に受水市町に対して行った水需要調査の結果を基に算定していることから、下記のとおり修正します。 「受水市町への水需要調査を基に算定しています。」
第6章 計画の推進				
12	42	「外部の意見等を参考にしながら」とあるが、構成市町の意見も入れてほしい。	その他	これまでから受水市町との連絡協議会を開催し、経営状況等について御意見をいただいていることから、経営戦略目標の達成状況についてもお示していきます。